

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

串本町長

市町村名 (市町村コード)	串本町 (30428)
地域名 (地域内農業集落名)	二色地区 (字 宇井、奥ノ宇井、栗屋裕、高旗、砂汲崎、崎平見、寺前、小座敷、上ノ坂、尻口、世義山、西ノ地、袋、袋崎、袋平見、滝之宇井、炭床、中洲、楠ノ下、尾 鼻、俵宇井、片不多、放生、 本郷、又謝谷、夜ヶ谷口、和田ノ元、蓼原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8年 3月 26 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は、水稻と梅を中心に栽培されているが、未整備の圃場も多く、圃場の一部では水源の安定的な確保が出来ていない。また、農業者の平均年齢は73歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が見込まれる現状である。現状の農業経営及び農地利用を継続するには、担い手への農地集約化や栽培方法の検討、鳥獣害対策の実施が必要であり、地域内外から後継者や新規就農者の確保し、育成していく仕組みの構築が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻や梅を主要作物とした農業経営を継続しつつ、栽培手法の改善や産物の品質向上に取り組むことで、収量・収益の増加を図る。
中間管理機構を利用した地域内外から新規就農者を受入や後継者の育成等に取り組むことで、農業経営は継続できる体制を構築していく。
【地域の基礎的なデータ】
農業者:12経営体
主な作物:水稻、梅、花卉等

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.14 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0.16 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
後継者のいない農家や遊休農地化が見込まれる農地について、所有者の意向を踏まえたうえで、農地中間管理機構を通じ、担い手への集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズに踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、認定農業者や認定新規就農者等を募り、町及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業協同組合と連携し、農作業受託や省力化機械の共同利用等の方法を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①耕作地に設置している防護柵や電気柵について、定期的な見回り点検等による維持・管理をし、鳥獣被害の防除に取り組むとともに、必要に応じて耕作地全体を囲む集落柵の設置を検討する。また、被害状況によっては、町に有害鳥獣捕獲を依頼する。
- ③農作業の省略化・効率化を行うための先進的な栽培手法の導入を検討する。
- ⑤収量の減少した果樹の改植を検討する。侵入が懸念されるクビアカツヤカミキリについては、フラスの確認などによる初期対応に努める。
- ⑦水路・水源の定期的な見回り等により管理するとともに、補助事業の活用等による安定的な水源の確保に努める。また、集落周辺の林縁部への緩衝帯整備や放置果樹の除去等を検討する。